

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十三号

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成十八年三月奈良県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「及び氏名」を「氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に、「及び代表者の氏名」を「代表者の氏名及び法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」（個人番号を有しない者にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない者にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）に改め、同条第二項第一号中「及び氏名」を「氏名及び個人番号」に、「及び代表者の氏名」を「代表者の氏名及び法人番号」（個人番号を有しない者にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない者にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）に改める。

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

法人事業税不均一課税申請書

年 月 日

奈良県 県税事務所長 殿

所在地 _____
 名称 _____ 印
 代表者氏名 _____ 印
 法人番号 _____
 電話番号 _____

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日							
設置された生産施設等及びその他の施設	家屋番号	種類	構造	床面積				
				m ²				
設置された生産施設等及びその他の施設の敷地である土地	地番		地積					
			m ²					
設置された生産施設等及びその他の施設の敷地である土地の取得年月日	年 月 日							
奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第2条の該当の事由								
設置された生産施設等を事業の用に供した年月日	年 月 日							
設置された生産施設等及びその他の施設の建築面積	m ²							
移転前の生産施設等及びその他の施設の建築面積	m ²							
設置された施設に係る従業者の数 (ア)	人							
新たに雇用した従業者の数	人							
増加した従業者の数	人							
本県内に有する事務所又は事業所の従業者の数 (イ)	人							
設置された生産施設等に係る課税標準額	総額				奈良県分			
	円				円			
所得金額	課税標準額	(ア) / (イ)	設置された施設に係るものとして計算した額 A × B C	奈良県税条例第33条に規定する税率	不均一課税適用税率	不均一課税を適用しない税額 (A - C) × D F	不均一課税の適用のある税額 C × E G	税額 F + G
年400万円以下の金額 ①	円		円	/100	/100	円	円	円
年400万円を超え年800万円以下の金額 ②				/100	/100			
年800万円を超える金額 ③				/100	/100			
計①+②+③ ④								
軽減税率不適用法人 ⑤				/100	/100			
合計事業税額⑥								
既納付税額⑦								
差引納付税額⑥-⑦								

注 法人番号欄は、申請法人の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。

第2号様式（第8条関係）

個人事業税不均一課税申請書

年 月 日

奈良県 県税事務所長 殿

住所 _____

氏名 _____ 印

個人番号 _____

電話番号 _____

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

設置された宿泊施設及びその他の施設の家屋番号、種類、構造及び床面積	
設置された宿泊施設の敷地である土地の地番及び地積	
設置された宿泊施設及びその敷地である土地を取得した年月日	年 月 日
設置された宿泊施設を事業の用に供した年月日	年 月 日
設置された宿泊施設及びその他の施設の客室数及び収容人員	
本県分の課税標準となるべき所得金額 ①	円
設置された宿泊施設に係る従業者の数 ②	人
新たに雇用した従業者の数	人
増加した従業者の数	人
本県内に有する事務所又は事業所の従業者の数 ③	人
設置された施設に係るものとして計算した額 ①×②÷③ ④	円
奈良県税条例第34条の2に規定する税率 ⑤	／100
不均一課税適用税率 ⑥	
不均一課税を適用しない税額 (①-④) × ⑤ ⑦	円
不均一課税の適用がある税額 ④ × ⑥ ⑧	円
納付税額 ⑦+⑧ ⑨	円
既納付税額 ⑩	円
差引納付税額 ⑨-⑩	円

注 個人番号欄は、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）を記載してください。

第3号様式（第8条関係）

法人事業税不均一課税申請書

奈良県 県税事務所長 殿

年 月 日

所在地 _____
 名称 _____ 印
 代表者氏名 _____ 印
 法人番号 _____
 電話番号 _____

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日							
設置された宿泊施設	家屋番号	種類	構造	床面積				
				m ²				
設置された宿泊施設の敷地である土地	地番	地目	地積					
			m ²					
設置された宿泊施設を事業の用に供した年月日	年 月 日							
設置された宿泊施設及びその他の施設の建築面積	m ²							
移転又は改築前の宿泊施設及びその他の施設の建築面積	m ²							
設置された宿泊施設に係る従業者の数 (ア)	人							
新たに雇用した従業者の数	人							
増加した従業者の数	人							
本県内に有する事務所又は事業所の従業者の数 (イ)	人							
課税標準額	総額				奈良県分			
	円				円			
所得金額	課税標準額	(ア) / (イ)	設置された施設に係るものとして計算した額 A × B	奈良県税条例第33条に規定する税率	不均一課税適用税率	不均一課税を適用しない税額 (A - C) × D	不均一課税の適用のある税額 C × E	税額 F + G
	A	B	C	D	E	F	G	F + G
年400万円以下の金額 ①	円		円	/100	/100	円	円	円
年400万円を超え年800万円以下の金額 ②				/100	/100			
年800万円を超える金額 ③				/100	/100			
計①+②+③ ④								
軽減税率不適用法人 ⑤				/100	/100			
合計事業税額⑥								
既納付税額⑦								
差引納付税額⑧-⑦								

注 法人番号欄は、申請法人の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。

第4号様式（第8条関係）

減額申請書
 不動産取得税 徴収猶予申請書
 還付申請書

年 月 日

奈良県 県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称） 印

代表者氏名 印

個人番号
 （法人番号）

電話番号

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例

第5条
 第4条第2項の規定により、
 第4条第4項

減額
 徴収猶予 を申請します。
 還付

土地	所在地・地番	地目	地積	取得年月日	
				年 月 日	
家屋	所在地・地番	家屋番号	種類	構造	床面積
					m ²
	客室数・収容人員		移転又は改築により増加した客室数・収容人員		
	室 人		室 人		
設置された宿泊施設の敷地である土地の取得年月日		年 月 日			
宿泊施設の建築着工（予定）年月日		年 月 日			
宿泊施設の建築完成（予定）年月日		年 月 日			
宿泊施設を事業の用に供した（予定）年月日		年 月 日			
設置された宿泊施設及びその他の施設の建築面積					m ²
移転又は改築前の宿泊施設及びその他の施設の建築面積					m ²
設置された宿泊施設に係る従業者の数					人
新たに雇用した従業者の数					人
増加した従業者の数					人
本県内に有する事務所又は事業所の従業者の数					人
徴収猶予期間		土地	年 月 日から 年 月 日まで		
		家屋	年 月 日から 年 月 日まで		
減額申告 徴収猶予申請 還付申請		金額			円
還付を受けようとする 場合	納付した税額		円		
	納付した年月日		年 月 日		
	納税通知書番号		第 号		

注 個人番号（法人番号）欄は、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の規定による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。